

## 2012～2014年度に太陽光発電設備のFIT認定を取得された発電事業者さまへ（お知らせ）

### 【2019年7月2日更新】

資源エネルギー庁の公表内容に合わせ、2MW以上の太陽光発電設備および条例アセス対象の太陽光発電設備の場合で、認定時の調達価格の適用を希望される場合の当社への系統連系工事着工申込書の提出期限日を更新いたしました。

平素は、当社事業に格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、資源エネルギー庁より、2018年12月5日に公表されました「FIT制度における太陽光発電の未稼働案件への新たな対応方針」等を踏まえ、系統連系工事着工申込書のご提出について、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1 本お知らせの対象

2012～2014年度に10kW以上の太陽光発電設備のFIT認定を取得され、2016年7月31日までに当社と接続契約を締結、または同日までに当社から接続の同意を得ており、かつ、後述2のご提出期限までにFIT制度による再生可能エネルギー電気の供給を開始しない発電事業者さま

※当該改正により、調達価格や運転開始期限の取扱いが、系統連系工事着工申込書を当社が受領した日に応じて変わることとなります。詳細につきましては、2018年12月5日に公表されました「FIT制度における太陽光発電の未稼働案件への新たな対応方針」等をご確認ください。

URL: <http://www.meti.go.jp/press/2018/12/20181205004/20181205004.html>

[http://www.enecho.meti.go.jp/category/saving\\_and\\_new/saiene/kaitori/dl/announce/20181221\\_mikado.pdf](http://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saiene/kaitori/dl/announce/20181221_mikado.pdf)

#### 2 認定時の調達価格の適用を希望される場合のご提出期限

##### (1) 2MW未満の太陽光発電設備の場合

認定時の調達価格の適用を希望される場合は、2019年3月31日までに当社が系統連系工事着工申込書を受領することが必要となりますので、**2019年1月11日から2019年2月1日までに、当社へ系統連系工事着工申込書をご提出ください。**

当社以外の買取事業者に売電予定の場合、買取事業者を介してご提出していただきますので、発電事業者さまから買取事業者への具体的な提出期限については、買取事業者にお問い合わせください。

上記期限を過ぎた場合は、2019年3月31日までに当社が系統連系工事着工申込書を受領することが保証されませんので、ご注意ください。

##### (2) 2MW以上の太陽光発電設備の場合

認定時の調達価格の適用を希望される場合は、2019年9月30日までに当社が系統連系工事着工申込書を受領することが必要となりますので、**2019年1月11日から2019年8月30日までに、当社へ系統連系工事着**

## 工申込書をご提出ください。

当社以外の買取事業者に売電予定の場合、買取事業者を介してご提出していただきますので、発電事業者さまから買取事業者への具体的な提出期限については、買取事業者にお問い合わせください。

上記期限を過ぎた場合は、2019年9月30日までに当社が系統連系工事着工申込書を受領することが保証されませんので、ご注意ください。

### (3) 条例アセス対象の太陽光発電設備の場合

認定時の調達価格の適用を希望される場合は、2020年3月31日までに当社が系統連系工事着工申込書を受領することが必要となりますので、**2019年1月11日から2020年2月28日までに、系統連系工事着工申込書をご提出ください。**

当社以外の買取事業者に売電予定の場合、買取事業者を介してご提出していただきますので、発電事業者さまから買取事業者への具体的な提出期限については、買取事業者にお問い合わせください。

上記期限を過ぎた場合は、2020年3月31日までに当社が系統連系工事着工申込書を受領することが保証されませんので、ご注意ください。

**※系統連系工事着工申込書は、発電設備の設置場所ごとに、別紙担当窓口へ郵送にてご提出願います。**

## 3 開発工事本格着手済み大規模案件の取扱い（2MW以上）

1の対象のうち、開発工事に真に本格着手済みであることが公的手続によって確認できるものに限り、適用される調達価格の変更及び運転開始期限の設定を適用しないこととする旨の例外措置が設けられています。具体的な内容及び適用対象につきましては、2018年12月5日に公表されました「FIT制度における事業用太陽光発電の未稼働案件への新たな対応について（修正点の概要）」をご確認ください。

URL: <http://www.meti.go.jp/press/2018/12/20181205004/1812005004-2.pdf>

当該例外措置を希望する場合、2のご提出期限までに系統連系工事着工申込書に加え、各地方経済産業局から発行される適用除外確認書の写しをあわせて提出いただく必要がございます。適用除外確認書の取得方法につきましては、2018年12月27日に公表されました「事業用太陽光発電の未稼働案件の適用除外に係る詳細運用等について（お知らせ）」をご確認ください。

URL: [http://www.enecho.meti.go.jp/category/saving\\_and\\_new/saiene/kaitori/dl/announce/20181227\\_mikado.pdf](http://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saiene/kaitori/dl/announce/20181227_mikado.pdf)

## 4 留意事項

(1) 本お知らせの当社への「提出」とは、郵送により当社に系統連系工事着工申込書が届くこと、また、「受領」とは、当社がその内容に不備がないのを確認したことを指します。2のご提出期限までに系統連系工事着工申込書をご提出いただいたとしても、記入漏れ、書類に不備がある場合および工事費負担金のお支払いが完了していない等の申込要件を満たしていない場合、改めて、系統連系工事着工申込書をご提出していただくこととなりますので、記入例および申込要件をご確認いただき、申込要件を満たした上で、期日に余裕をもってご提出いただくようお願いいたします。

また、改めて系統連系工事着工申込をご提出していただいた日が、2のご提出期限を超えた場合は、認定時の調達価格の適用対象となることが保証されませんので、ご注意ください。

なお、事業承継等で、お客さま（発電事業者さま）の住所・名称等が変更になった場合は、本申込に先立ち、当社および国への変更手続きをお願いいたします。

(2) 系統連系工事着工申込書のご提出後、運転開始前に発電事業計画の変更認定申請を行った場合、改めて系

統連系工事着工申込書を弊社へ提出いただく必要がございます。改めて系統連系工事着工申込をご提出していただいた日が、2のご提出期限を超えた場合は、認定時の調達価格の適用対象となることが保証されませんので、ご注意ください。

- (3) 系統連系工事着工申込書の受領日は、当社が系統連系工事着工申込書の記入内容を確認した後にお知らせします。
- (4) 本お知らせの対象となる太陽光発電設備は、2のご提出期限までに系統連系工事着工申込書を提出しない場合であっても、当社による系統連系工事を希望される際には系統連系工事着工申込書の提出が必要となります。
- (5) 当社は、系統連系工事着工申込書の受領後、改めて系統連系に係る技術検討等を実施いたします。系統連系開始予定日につきましては、技術検討実施後に確定いたしますので、原則として(3)の受領日の連絡とは別に後日お知らせいたします。
- (6) 当社は、系統連系予定日を回答後に当社系統連系工事を開始するため、工事中断の申し出や工事完了後に取下げをされた場合は、工事中断で発生した損害および取下げによる現状復帰に要する費用を発電事業者さまから申し受ける場合があります。
- (7) 本申込に伴い発生した不利益について、当社は一切補償を行いませんので、あらかじめご了承ください。

以 上

#### 本件に関するお問い合わせ先

中部電力株式会社

052-973-2194

受付時間：9：00～17：00（土日、祝日を除く）